

厚岸町規則第33号

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

よ び

平成28年5月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則（平成12年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 乳がん検診は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。